

「個人情報取扱規程」改正について

2022年4月1日施行の個人情報保護法改正に対応するために、個人情報取扱規程を、報告資料1・添付の通り改正することについて、理事長が決裁(承認)を行うことを報告する。

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」と言う)の個人情報の適正な取扱いに関する基本方針に基づく、JPNIC が取扱う個人情報の適切な保護のための基本規程であり、本規程に従い、JPNIC 役職員が個人情報の適正な取扱いを確保するため定めるものである。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づく個人番号やその内容を含む個人情報の取扱いに関しては、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定める。また、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)(以下「保護法」と言う)に基づく匿名加工情報の作成その他の取扱いについては、今後定める「匿名加工情報等取扱規程」において、別途定める。

(本規程の対象)

第2条 本規程は、JPNIC において、その全部又は一部がコンピュータ等の自動的手段により処理されている個人情報及び手作業により処理されている個人情報を対象とする。

(定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものを言う。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識出来ない方式を言う。)で作られる記録を言う。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)を言う。

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

「個人識別符号」とは、文字、番号、記号その他の符号のうち、法令で定めるものを言う

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報を言う

(3) 個人データ

個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものを言う。

(4) 保有個人データ

個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。

(ア) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(イ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(ウ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(エ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序

の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

- (5) 個人情報データベース等
個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、またはこれに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものを言う。但し、「個人情報の保護に関する法律施行令」第3条第1項に該当するものを除く。
- (6) 本人
個人情報によって識別される、又は識別され得る特定の個人を言う。
- (7) 役職員
総会で選任された役員並びに就業規則第7条の規定により JPNIC に採用された者、その他直接間接に JPNIC の指揮監督を受けて業務に従事している者を言う。
- (8) 学術研究機関等
大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2章 組織体制等(組織的安全管理措置、人的安全管理措置)

(個人情報管理責任者等)

第4条 事務局に個人情報管理責任者を1名置く。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の保護についての統括的責任と権限を有する責任者であって、第4項に定める業務を行わなければならない。

3 個人情報管理責任者は、事務局長とし、総務部長又は総務課長を個人情報管理副責任者とする。個人情報管理副責任者は個人情報管理責任者不在時等に業務を代行するものとする。

4 個人情報管理責任者は、各部署に1名以上の個人情報管理者を選任し、自己に代わり各部署毎の必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督する。

(個人情報管理者等)

第5条 個人情報管理者は、原則として各部署の部長(次長)とし、個人情報管理者は自己の属する部署の職員から個人情報副管理者を1名以上指名する。個人情報副管理者は個人情報管理者不在時等に業務を代行するものとする。

2 個人情報管理者は、各部署において個人情報保護ガイドライン等に基づく個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者を言う。

3 個人情報を取扱う者を個人情報取扱担当者と言い、個人情報管理者は、自己の属する部署の個人情報取扱担当者を監督しなければならない。

(運用状況の記録)

第6条 個人情報管理者は、本規程に基づく個人情報取扱いの運用状況を確認するため、個人情報取扱担当者に各種項目について記録させるものとする。具体的な項目については、各部署にて定め、個人情報管理責任者へ報告を行うものとする。

(取扱状況の確認手段)

第7条 個人情報管理者は、個人情報管理責任者の求めに応じ、定期的に自己の属する部署の個人情報データベース等の以下の事項を調査し、適切な管理が行われていることも含め、報告する義務を負う。

- (1) 個人情報データベース等の種類、名称
- (2) 個人データの項目
- (3) 個人データ管理数
- (4) 利用目的
- (5) データベース毎の取扱担当者(アクセス権者)

(6) 削除・廃棄方法

(情報漏洩等事案への対応)

第8条 個人情報取扱担当者、個人情報管理者又は個人情報副管理者は、情報の漏洩の発生又は兆候を把握した場合又はその可能性が高いと判断した場合は、速やかに個人情報管理責任者又は個人情報管理副責任者へ報告すること。

2 前項の報告を受けた個人情報管理責任者又は個人情報管理副責任者は、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から速やかに、個人情報管理者又は個人情報副管理者と協議し、次の各号の項目により対策を講じるものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 法令に基づく本人への通知
- (3) 法令に基づく個人情報保護委員会への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

(苦情等への対応)

第9条 個人情報取扱担当者、個人情報管理者又は個人情報副管理者は、本人から苦情や相談の申出を受けた場合には、その旨を個人情報管理責任者又は個人情報管理副責任者に報告する。報告を受けた個人情報管理責任者又は個人情報管理副責任者は、適切に対応するものとする。

(監査)

第10条 監事は、JPNICの個人情報の適正な取扱い及び本規程の遵守状況について定期的に監査する。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第11条 JPNICは、個人情報の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善のために個人情報の取扱状況について、必要に応じて点検を行うものとする。なお、個人情報管理責任者又は個人情報管理副責任者は、その判断により、外部機関による監査を実施することが出来る。

(教育・研修)

第12条 個人情報管理責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報管理者等に本規程を遵守させるための教育・研修を企画・運営する責任を負う。

第3章 個人情報の安全管理(物理的安全管理措置、技術的安全管理措置)

(個人情報を取扱う区域の管理)

第13条 JPNICが、個人情報を取扱う区域は原則的に定款第2条によって定められた事務所（以下「事務所」という。）内とする。

2 個人情報取扱担当者以外が容易に個人データを閲覧等出来ないような措置を講ずるものとする。

(個人情報が記録された機器及び電子媒体等の事務所外への持出しの原則禁止)

第14条 個人情報を取扱う区域における個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、原則として事務所外への持出しは出来ない。なお、「持出し」とは、個人情報を、事務所の外へ移動させることを言う。

(個人情報が記録された機器及び電子媒体等の事務所外への持出しの特例)

第15条 個人情報を記録した電子媒体又は書類等の持出しは、次の各号に掲げる場合を除き禁止する。

- (1) 個人情報に係る外部委託先に、委託事務を実施するうえで必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- (2) 法定調書の提出等、個人情報に関わる事務に関して、行政機関等へデータ又は書類を提出する場合

- (3) 外部の事業者と共同で事業を行う際などに、事業を実施するうえで必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- (4) その他、業務上やむを得ないと個人情報管理者が判断した場合

(電子媒体等を持出す場合の漏洩等の防止)

第16条 個人情報取扱担当者が個人情報を事務所外へ持出す必要が生じた場合、個人情報管理者に対し、持出し理由等を示した個人情報持出し申請を行う。また、個人情報管理者が個人情報を事務所外へ持出す必要が生じた場合は、個人情報管理責任者に対し、持出し申請を行う。但し、個人情報管理責任者が個人情報を事務所外へ持出す必要が生じた場合は、個人情報管理責任者は個人情報管理副責任者及び全個人情報管理者にこの旨を連絡した上で、持出しを行うものとする。なお、持出すデータはパスワードの設定、封筒への封入での運搬等、紛失、盗難を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(削除・廃棄段階における物理的安全管理措置)

第17条 利用の見込みのない個人情報は速やかに廃棄することとし、廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次の各号のとおりとする。

- (1) 個人情報が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする
- (2) 個人情報が記録されたデータ等を廃棄する場合、各職員が保有するPC上及び共有するサーバ上のデータを削除する

2 廃棄等を実施した場合には、個人情報取扱担当者がこれを確認するものとする。

(アクセス制御)

第18条 個人情報への不正なアクセスを防止するため、各部署で取扱う個人情報に関しては、個人情報管理者が認めたもののみアクセス可能とする。

(アクセス者の識別と認証)

第19条 機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、個人情報データベース等を取扱う情報システムを使用する個人情報取扱担当者を識別・認証するものとする。

(外部からの不正アクセス及び情報漏洩等の防止)

第20条 以下の各号の方法により、個人情報を取扱う情報機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- (1) 個人情報を取扱う情報機器と外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- (2) 個人情報を取扱う情報機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する方法
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- (4) 個人情報を取扱う情報機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- (5) ログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する方法

(情報システムの使用に伴う漏洩等の防止)

第21条 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへ秘匿化の処理を行うものとする。

2 メール等による個人データの含まれるファイルの送信は、第15条第1号から第4号に定める個人情報の持ち出し要

件のいずれかを満たす場合に限る。

第4章 個人情報の取扱い

(個人情報の適正な取得)

第22条 個人情報の取得を適法且つ公正な手段によって行うものとする。

2 次に掲げる場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法57条1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における保護法第57条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (7) 第27条第2項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

(個人情報の利用目的の特定)

第23条 役職員又は第三者から取得する個人情報の利用目的は、適法・適切であると同時に、業務を遂行するため必要な場合に限り、且つ、その利用の目的(以下「利用目的」と言う。)を出来る限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第24条 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、予め本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 学術研究機関等に個人データ等を提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データ等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該登録情報等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)

(個人情報取得時の利用目的の通知等)

第25条 個人情報を取得する場合は、予め利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、予め、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。但し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急

に必要がある場合は、この限りでない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの正確性管理)

第26条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確且つ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第5章 第三者提供の制限等

(第三者提供の制限)

第27条 次に掲げる場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データ等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データ等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く）
 - (6) 法令に定めるオプトアウトによる第三者提供の手続、要件を満たしている場合（但し、この場合でも、要配慮個人情報を除く）
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、予め、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、予め、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第28条 前条にかかわらず、外国(本邦の域外にある国又は地域を言う。以下同じ。)（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合は、前条第1項各号に該当する場合を除き、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度、その他法令で定められた情報提供を行った上で、予め当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。但し、外国にある事業者が「適切且つ合理的な方法」により、「個人情報の保護に関する法律第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」を講じている場合、または個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合は、前条を適用するものとする。

(第三者提供をする際の記録)

第29条 個人データを第三者に提供したときは、法令の定めに従い第三者提供に係る記録を作成しなければならない。但し、当該個人データの提供が第27条第1項各号に該当する場合又は同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第30条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令の定める事項の確認を行わなければならない。但し、当該個人データの提供が第27条第1項各号に該当する場合又は同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第6章 保有個人データの開示等の請求等

(個人情報保護相談窓口の設置等)

第31条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口(以下「相談窓口」と言う。)を総務部に置き、JPNIC における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

2 相談窓口の諸情報は web に掲載し公開するものとする。

3 保有個人データの開示、訂正、利用停止等の対応は各部署によって、適宜対応するものとする。

第7章 個人データの委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第32条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要且つ適切な監督を行うものとする。

第8章 その他

(改廃)

第33条 本規程の改廃は、理事長の決裁による。

(細則)

第34条 この規程の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

1 本規程は2017年5月25日から施行する。なお、本規程の施行により、個人情報保護規程(2005年4月1日施行)は廃止する。

2 本規程の改正2022年6月13日から施行する。